

# 教育研修施設の認定基準

平成24年3月12日

この基準は、教育研修施設の申し合わせに基づき、認定施設の基準及び指導責任者等について定めるものである。

## 1 認定施設の要件

次の事項の全てに該当することとする。

- (1) 認定施設の指導責任者は原則として、本学の卒業生であること
- (2) 指導責任者のもとで、本学と同等の実習又は研修が行われること
- (3) 本学の教育研究を遂行する上で適切な施設であること
- (4) 本学の教育、研究の支援に積極的に協力できること

## 2 申請者の資格

申請者（指導責任者）は、次の要件の何れかに該当するものとする。

- (1) 免許取得後10年以上の臨床経験を有し、優れた指導能力があると認められるもの
- (2) 大学の教員と同等以上の臨床指導能力があると認められるもの
- (3) 関連学会の認定鍼灸師あるいは認定柔道整復師の資格を有するもの

## 3 認定審査委員会

認定審査のための委員会を置き、次に掲げる者をもって組織し、委員長は教学部長をもって充てる。

- (1) 教学部長
- (2) 鍼灸学部長
- (3) 保健医療学部長
- (4) 教学課長
- (5) その他委員長が必要と認める者

#### 4 申請書類

認定を受けようとする施設の管理者は、以下の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 教育研修施設認定申請書（様式1）
- (2) 指導責任者の履歴、業績書（様式2）
- (3) 教育研修施設の概要を記載した書類（様式3）
- (4) その他学長が必要と認める書類

#### 5 交付手数料

認定審査の結果、認定施設と認められ、認定証の交付を希望する場合は、交付手数料として1施設につき5,000円を納付しなければならない。

#### 6 報告義務

認定施設において以下の事項について変更があった場合は、その都度、教育研修施設変更届を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 管理者及び指導責任者の変更
- (2) その他報告を必要とする教育研修施設内容の変更

#### 7 有効期間

認定の有効期間は、5年間とする。ただし、更新を希望する場合は、認定期間が満了する3ヶ月前迄に認定施設更新願を提出し、手続きを受けるものとする。

この基準は、平成24年3月12日より実施する。